

青森県報

第三千六百八十一号

平成二十五年
四月十九日
(金曜日)

目 次

訓 令

青森県農林水産業協同組合等検査規程の一部を改正する訓

令……………(団体経営課)……………一

告 示

使用の許可に係る漁港施設の指定の一部改正……………

……………(整備課)……………一

公共測量の終了……………(監理課)……………二

道路の区域の変更……………(道路課)……………二

道路の供用の開始……………(同)……………三

青森県指定金融機関等の指定の一部改正……………(会計管理課)……………三

漁船保険付保義務の発生……………(西北地域)……………三

……………(下北地域)……………四

……………(同)……………四

……………(同)……………五

……………(同)……………五

……………(同)……………六

……………(同)……………七

……………(同)……………八

……………(同)……………九

特定非営利活動促進法第四十九条第一項の規定による公告……………(県民生活課)……………四

大規模小売店舗の変更の届出……………(商工政策課)……………五

……………(同)……………五

……………(同)……………六

……………(同)……………七

……………(同)……………八

……………(同)……………九

訓 令

青森県訓令甲第十二号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

青森県農林水産業協同組合等検査規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年四月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県農林水産業協同組合等検査規程の一部を改正する訓令

青森県農林水産業協同組合等検査規程(平成十二年三月青森県訓令甲第二十二号)

の一部を次のように改正する。

第一条中「第十四条第一項」を「第十五条第一項」に改める。

別記様式の表中「第14条第1項」を「第15条第1項」に改める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

告 示

示

青森県告示第三百三十一号

平成二十年四月一日青森県告示第二百九十五号(使用の許可に係る漁港施設の指定)をもつて指定した青森県漁港管理条例(昭和三十八年十月青森県条例第五十七号)第九條第一項第一号に規定する指定施設を変更したので、同告示の一部を次のように改正し、平成二十五年四月十九日から施行する。

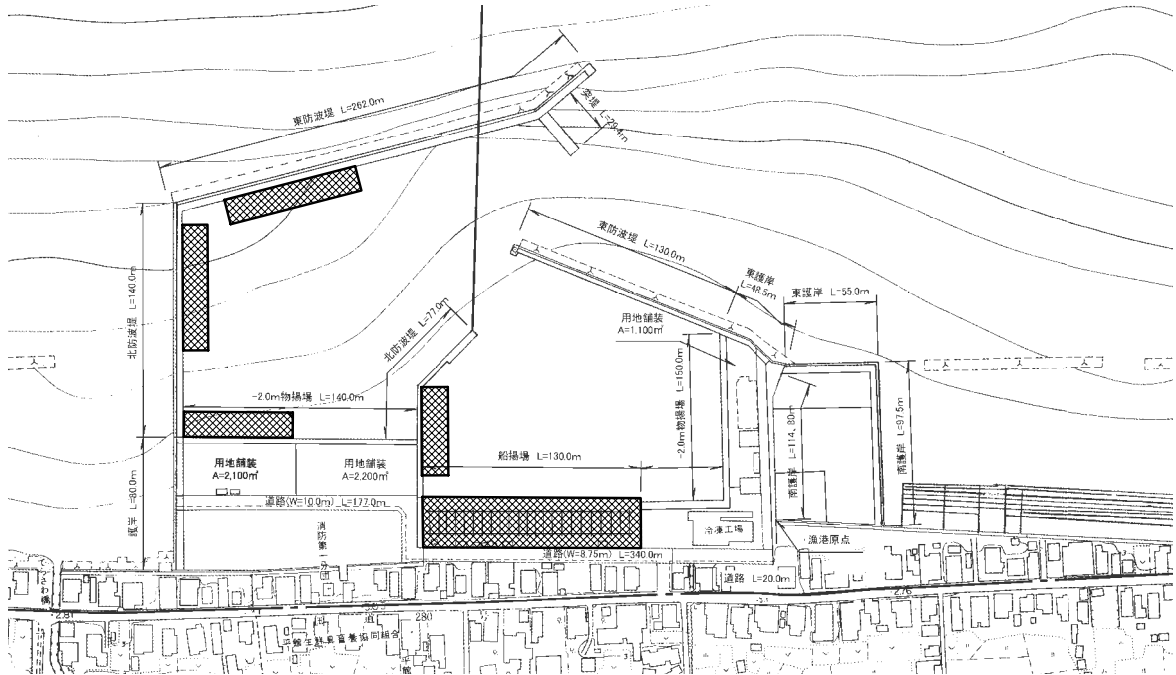
平成二十五年四月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

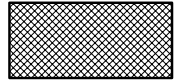
別図七を次のように改める。

平館漁港（平館地区） 指定施設

別図七



凡例 指定施設



青森県告示第三百三十二号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施した旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年四月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 測量計画機関

青森河川国道事務所

二 測量の種類

公共測量（道路計画）

三 測量の期間

平成二十四年十月二十六日から平成二十五年二月二十八日まで

四 測量の地域

青森市大字新城（大字三内）地内

青森県告示第三百三十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十五年五月十八日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十五年四月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

図面番号	道路種類の	路線名	変更の区間	変更の前後別の	敷地の幅員	敷地の延長	備考
1	国 道	三三三八号	上北郡六ヶ所村大字泊字焼山九二〇の一から 上北郡六ヶ所村大字泊字焼山二四九の一まで	前 二二・六〇メートルから 後 九四・九〇メートルまで	三八〇・〇〇メートル	三八〇・〇〇メートル	
2	県 道	町居平賀停車場線	平川市本町平野二二の一から 平川市本町平野二二の二まで 平川市柏木町藤山三〇〇の二八から 平川市柏木町藤山三〇〇の二二まで	前 一六・〇〇メートルから 後 二一・五〇メートルまで 前 九・〇〇メートルから 後 二四・五〇メートルまで	一〇・五〇メートル 九三・五〇メートル	一〇・五〇メートル 九三・五〇メートル	

青森県告示第百三十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十五年五月十八日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十五年四月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
国道三三三八号	上北郡六ヶ所村大字泊字焼山九二〇の一から 上北郡六ヶ所村大字泊字焼山二四九の一まで	平成二五・四・二〇
町居平賀停車場線	平川市本町平野二二の一から 平川市本町平野二二の二まで 平川市柏木町藤山三〇〇の二八から 平川市柏木町藤山三〇〇の二二まで	二五・四・一九

青森県告示第百三十五号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号（青森県指定金融機関等の指定）の一部を次のように改正する。

平成二十五年四月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

第一号の表中

- 「一本店営業部浅虫出張所」を「青森市大字浅虫」に改める。
- 「一八重田支店浅虫出張所」を「青森市大字浅虫」に改める。

青森県告示第百三十六号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第一百二十二条第一項の規定による同意があったと認めたので、同法第一百二十二条の二第三項の規定により公示する。

平成二十五年四月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

北津軽郡中泊町大字小泊字水濶一七の二四	伊藤 裕	小泊
北津軽郡中泊町大字小泊字小泊一一七	佐藤 輝男	
北津軽郡中泊町大字小泊字大山長根一一五の一	久保田 一	
北津軽郡中泊町大字小泊字下前一九四	山田 義孝	下前
北津軽郡中泊町大字小泊字下前九〇の二	成田 金博	
北津軽郡中泊町大字小泊字下前八四の二	磯野 勝治	
西津軽郡鰺ヶ沢町大字浜町一三の二	富本 健嗣	鰺ヶ沢
西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字上富田一九八の三九	小山内 早人	
西津軽郡鰺ヶ沢町大字田中町五九	三ツ谷 正一	
西津軽郡深浦町大字風合瀬字下砂子川一三三の三	坂崎 清美	風合瀬
西津軽郡深浦町大字風合瀬字中砂子川一九〇の三	山本 隆幸	
西津軽郡深浦町大字風合瀬字中砂子川一八九の四	山本 忠則	

青森県告示第三百三十七号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第一百十二条第一項の規定による同意があったと認めため、同法第一百十二条の二第三項の規定により公示する。

平成二十五年四月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

下北郡東通村大字野牛字古野牛川一五	三國 優	野牛
下北郡東通村大字野牛字釜ノ平三五の八	住吉 均	
下北郡東通村大字野牛字釜ノ平五の七	圓子 紀之	
下北郡風間浦村大字易国間字小易国間二二の一五	越膳 祐治郎	易国間
下北郡風間浦村大字易国間字易国間四二	越膳 稔徳	
下北郡風間浦村大字易国間字新町三八の五	金田 一善唯	
上北郡横浜町字大豆田一一	二木 春美	横浜
上北郡横浜町字下川原四の八	天間 幸人	
上北郡横浜町字夷ヶ沢平九の七	森川 末勝	

公 告

特定非営利活動促進法第四十九条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第四十四条第一項の認定をしたので、同法第四十九条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十五年四月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 名称 特定非営利活動法人笑楽生
- 二 代表者の氏名 泉谷和宏

三 主たる事務所の所在地

五所川原市金木町川倉宇田野二四

四 その他の事務所の所在地

なし

五 認定の有効期間

平成二十五年三月二十六日から平成三十年三月二十五日まで

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十五年四月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

東青森駅構内商業施設

青森市大字田屋敷字増田一六の二外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 年月日
日本貨物鉄道株式会社 東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目三三の八 代表取締役 小林正明	日本貨物鉄道株式会社 東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目三三の八 代表取締役 田村修二	平成 二〇・六・三

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 株式会社ユニバース

八戸市大字長苗代字前田八三の一

代表取締役 三浦紘一

2 ホーマック株式会社

北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目一の一

代表取締役 石黒靖規

四 届出年月日

平成二十五年三月二十九日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所

2 期間

平成二十五年四月十九日から同年八月十九日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十五年八月十九日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十五年四月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
東青森駅構内商業施設
青森市大字田屋敷字増田一六の二外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
日本貨物鉄道株式会社
東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目三三の八
代表取締役 田村修二
- 三 変更しようとする事項

区 分	変 更 前	変 更 後	変 更 年月日
大規模小売店舗	株式会社ユニバースのみ 実施時刻 午前九時(ただし、年間十日間午前九時・日祝祭日午前九時・お盆・年末等の一定期間、午前五時) 午後十一時	株式会社ユニバースのみ 実施時刻 午前九時(ただし、年間十日間午前五時) 午後十一時	平成 二五・四・一
小規模小売店舗	株式会社ユニバースのみ 実施時刻 午前八時三十分(ただし、お盆・年末等の一定期間、午前五時)から午後十一時十五分まで	株式会社ユニバースのみ 実施時刻 午前八時三十分(ただし、年間十日間午前五時)から午後十一時十五分まで	平成 二五・四・一

- 四 届出年月日
平成二十五年三月二十九日
- 五 届出書及び添付書類の縦覧場所
1 青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所
- 2 期間
平成二十五年四月十九日から同年八月十九日まで
- 3 時間
午前八時三十分から午後五時十五分まで
ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

- 1 提出期限
平成二十五年八月十九日
- 2 提出先
青森県商工労働部商工政策課
- 3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語
意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六條第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五條第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十五年四月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ユニバース筒井店
- 二 青森市大字筒井字八ッ橋七三の一外
大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所
成田勝雄
- 三 青森市桜川六丁目二の四
変更しようとする事項

区 分	変 更 前	変 更 後	変 更 年月日
-----	-------	-------	---------

大規模小売店舗の開設に際しては、営業方法に関する事項	大規模小売店舗の開設に際しては、営業方法に関する事項	大規模小売店舗の開設に際しては、営業方法に関する事項	大規模小売店舗の開設に際しては、営業方法に関する事項
大規模小売店舗の開設に際しては、営業方法に関する事項	大規模小売店舗の開設に際しては、営業方法に関する事項	大規模小売店舗の開設に際しては、営業方法に関する事項	大規模小売店舗の開設に際しては、営業方法に関する事項
大規模小売店舗の開設に際しては、営業方法に関する事項	大規模小売店舗の開設に際しては、営業方法に関する事項	大規模小売店舗の開設に際しては、営業方法に関する事項	大規模小売店舗の開設に際しては、営業方法に関する事項
大規模小売店舗の開設に際しては、営業方法に関する事項	大規模小売店舗の開設に際しては、営業方法に関する事項	大規模小売店舗の開設に際しては、営業方法に関する事項	大規模小売店舗の開設に際しては、営業方法に関する事項

四 届出年月日

平成二十五年三月二十九日

五 届出書及び添付書類の縦覧

平成二十五年四月十九日から同年八月十九日まで

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十五年八月十九日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十五年四月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ユニバース新小中野店

八戸市小中野三丁目二四の七二外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ユニバース

八戸市大字長苗代字前田八三の一

代表取締役 三浦紘一

三 変更しようとする事項

区 分	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
大規模小売店舗の開設に際しては、営業方法に関する事項	大規模小売店舗の開設に際しては、営業方法に関する事項	大規模小売店舗の開設に際しては、営業方法に関する事項	平成 二五・四・一
大規模小売店舗の開設に際しては、営業方法に関する事項	大規模小売店舗の開設に際しては、営業方法に関する事項	大規模小売店舗の開設に際しては、営業方法に関する事項	平成 二五・四・一
大規模小売店舗の開設に際しては、営業方法に関する事項	大規模小売店舗の開設に際しては、営業方法に関する事項	大規模小売店舗の開設に際しては、営業方法に関する事項	平成 二五・四・一
大規模小売店舗の開設に際しては、営業方法に関する事項	大規模小売店舗の開設に際しては、営業方法に関する事項	大規模小売店舗の開設に際しては、営業方法に関する事項	平成 二五・四・一

とがで きる時 間帯	定期間午前五時)から翌 午前零時十五分まで
------------------	--------------------------

四 届出年月日
平成二十五年三月二十九日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び八戸市庁

2 期間

平成二十五年四月十九日から同年八月十九日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十五年八月十九日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十五年四月十九日

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ユニバース十和田東一番町店
十和田市東一番町一の六〇
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社ユニバース
八戸市大字長苗代字前田八三の一
代表取締役 三浦紘一
- 三 変更しようとする事項

青森県知事 三 村 申 吾

区 分	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
大規模小売店舗 小売店舗 舗の施設 に小売 営業を 行う者 の開設 に關す る事項	開設時刻 午前九時(ただし、開店時刻 午前九時(ただし、開店時刻 午前九時(ただし、開店時刻 午後十一時	開設時刻 午前八時三十分(ただし、開店時刻 午前八時三十分(ただし、開店時刻 午後十一時	平成 二五 ・四 ・一
大規模小売店舗 小売店舗 舗の施設 に小売 営業を 行う者 の開設 に關す る事項	開設時刻 午前九時(ただし、開店時刻 午前九時(ただし、開店時刻 午後十一時	開設時刻 午前八時三十分(ただし、開店時刻 午前八時三十分(ただし、開店時刻 午後十一時	平成 二五 ・四 ・一

四 届出年月日

平成二十五年三月二十九日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び十和田市役所

2 期間

平成二十五年四月十九日から同年八月十九日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、十和田市役所にあつては、その執務時間内とする。
六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十五年八月十九日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十五年四月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ユニバース・かんぶん上北町店

上北郡東北町旭北一丁目六八〇の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 株式会社菅文

岩手県二戸市堀野字長地七五の四

代表取締役 菅陽悦

2 株式会社ユニバース

八戸市大字長苗代字前田八三の一

代表取締役 三浦紘一
三 変更しようとする事項

区 分	変 更 前	変 更 後	変 更 日
大規模小売店舗の設置に関する事項	株式会社ユニバースのみ 実施時刻 午前九時～午後十時 ただし、年間十日間午前九時～午後十時、お盆・年末等の一定期間閉店時刻 午後十時	株式会社ユニバースのみ 実施時刻 午前九時～午後十時 ただし、年間十日間午前九時～午後十時、お盆・年末等の一定期間閉店時刻 午後十時	平成二十五年四月二十九日
大規模小売店舗の営業時間	午前八時三十分～（ただし、お盆・年末等の一定期間から午後十時） 十五分まで	午前八時三十分～（ただし、年間十日間午前五時）から午後十時十五分まで	

四 届出年月日

平成二十五年三月二十九日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び東北町役場

2 期間

平成二十五年四月十九日から同年八月十九日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、東北町役場にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十五年八月十九日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町一丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭